

# 京都府立大学公共政策学部長選考規程

(平成20年京都府立大学規程第34号)

(選考)

第1条 京都府立大学公共政策学部長候補者(以下「候補者」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、公共政策学部教授会(以下「教授会」という。)が行う。

(選考の時期)

第2条 教授会は、次の各号の一に該当する場合に、候補者を選考する。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出て、教授会が承認したとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号及び第3号の場合には、すみやかに選考を行う。

(選挙による選考)

第3条 候補者の選考は、選挙による。

(候補者の資格)

第4条 候補者の被選挙権を有する者(以下「被選挙権者」という。)は、選挙の日に、公共政策学部の専任の教授である者とする。

(選挙人の資格)

第5条 候補者の選挙権を有する者(以下「選挙権者」という。)は、選挙通知の日に、公共政策学部の専任の教員である者とする。ただし、休職中の者及び選挙の日に在外研究中の者並びに選挙の日までに退職した者は除く。

(選挙管理委員会)

第6条 選挙の事務を管理するため、学部長選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会は、教授会において選出した3名の委員で組織する。

3 管理委員会は、委員の互選による委員長を置く。

(選挙の公示)

第7条 管理委員会は、選挙の日時、場所及び被選挙権者名を、選挙の日の7日前までに公示する。

(選挙の方法)

第8条 選挙は、単記無記名投票による。

2 投票総数が選挙権者の3分の2に満たないときは、再投票を行う。

(不在者投票)

第9条 選挙の日に、やむを得ない事情のため投票できない者には、不在者投票を認める。

- 2 不在者投票をしようとする者は、選挙管理委員長にその理由を申し出て、不在投票用紙の交付を受け、所要事項を記入して厳封の上、選挙管理委員長に提出しなければならない。

(当選者)

第10条 有効投票数の過半数の得票を得た者を当選者とする。

- 2 有効投票数の過半数の得票者がいないときは、上位得票者2名につき、決選投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。ただし、第2位に得票同数の者がある場合は、決選投票に加える。
- 3 前項の場合、得票数が同数のときは、年長者を当選者とする。

(投票の効力)

第11条 投票の効力は、管理委員会において決定する。

(候補者の決定)

第12条 学部長は、選挙管理委員長より選挙結果の報告を受けたときは、直ちに教授会を招集の上、候補者を決定し、学長に報告する。

(候補者の辞退)

第13条 候補者は、教授会の承認を経なければ、学部長となることを辞退することができない。

- 2 教授会が、前項の承認をしたときは、改めて選挙を行う。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、構成員の4分の3以上が出席した教授会において、3分の2以上の賛成を必要とする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、候補者の選挙に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行期日前に福祉社会学部長の職にあった者は、この規程により選考されたものとみなす。